

第29回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月26日（金）午後4時00分から午後4時15分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長職務代理者	1 番	青 山 眞 士
	2 番	古 熊 健 一
	3 番	高 橋 毅 典
	4 番	佐々木 彦 治
	5 番	目 黒 一 雄
	6 番	泉 和 浩
	7 番	佐々木 章 史
	8 番	狩 野 菊 恵
	9 番	高 野 秀 則
	10番	藤 田 靖
	11番	石 田 秀 人
	12番	岸 本 辰 彦
	13番	山 田 裕 一
	14番	佐々木 靖
	15番	湯 浅 浩 道
	16番	秋 吉 稔 之

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長	山 崎 一
事務局次長	浦 島 卓
事務局農地係長	作 山 温 史
事務局総務係主査	春 田 秀 彦
事務局農地係主任	村 上 諒

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第5条の規定による完了報告について

日程第6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第7 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
第11項の規定による要請の一部取消について

- 日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 日程第 9 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 日程第 10 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条
 第 11 項の規定による要請について
 日程第 11 議案第 5 号 買入協議の要請について
 日程第 12 議案第 6 号 土地の現況証明願いについて
 日程第 13 議案第 7 号 農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査結
 果について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 16 名、定足数に達していますので、第 29 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、15 番 湯浅委員 1 番 青山委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、諸般の報告について事務局から報告します。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 9 月 5 日、当別の日本酒を楽しむ会がふとみ銘泉で行われ、秋吉会長が出席しました。以上です。
議長	日程第 4、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありました、2 件は、相続による所有権移転があり、農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。

	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第１号は承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第１号は承認することに決定しました。
議長	日程第５ 報告第２号「農地法第５条の規定による完了報告について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号「農地法第５条の規定による完了報告について」ご説明します。 番号１番について、農地転用により雪堆積場と憩い広場を設置したもので、令和４年１１月２８日に許可、令和７年７月３１日に完了の届出があり、事務局で現地確認を行っております。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第２号は承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第２号は承認することに決定しました。
議長	日程第６、報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました７件は、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第３号は、承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第３号は、承認することに決定しました。
議長	日程第７、議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請の一部取消について」を議題とします。事務局から説明を

事務局	お願いします。 議案第１号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請の一部取消について」ご説明します。 先月の第２８回総会において、決定をいたしました１番、２番の賃貸借につきまして、貸し手が共有名義となっているところですが、第２８回総会終了後に、相続により所有者が１名となることが判明しました。相続人と契約を行う場合は、一度取り消しを行い、相続人決定後に改めて総会にかけer必要があるため、今回取消を行うものでございます。以上です。
議長	番号１番、２番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限がありますので、該当委員は退出願います。 休憩します。 休憩（青山代理退席）
議長	再開します。 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第１号は、取り消しすることに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第１号は、取り消しすることに決定しました。 休憩します。 休憩（青山代理復席）
議長	再開します。
議長	日程第８、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明します。番号１番は親から子へ贈与のため、２番は規模拡大のため、所有権の移転をするものであります。 この２件について、議案資料の「農地法第３条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。

議長	(「質疑なし」の声あり) 質疑なしと認め、議案第２号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、議案第２号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第９、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。
	事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 番号１番については、申請者が駐車場を設置するため、農地転用の許可を得ようとするものです。 許可の基準となる農地区分ですが、都市計画区域の用途地域内にある農地であるため、第３種農地と判断します。 第３種農地の転用については原則許可であり、一般基準の各要件も満たしていることから、問題ないと考えます。 なお、本件は北海道農業会議への諮問が必要となる転用面積３，０００㎡を超えていないため、農地転用審査特別委員会での審査も省略しています。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第３号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第３号は、許可することに決定しました。
議長	日程第１０、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について」ご説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、北海道農業公社へ促進計画のとおり権利の設定を要請してよろしいか、当委員会の決定を求められているものです。今回の計画案は、番号１番、２番は、賃貸借の設定をするもの、３番から１２番は、所有権の移転を設定するものです。

議長	計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。 休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第４号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第４号は原案のとおり決定しました。
議長	議案第４号で決定しました要請内容について、公社が要請のとおり認可した場合は、再度農業委員会の総会にかけずに、認可し即日公告を行って、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、そのとおりに決定しました。
議長	日程第１１、議案第５号「買入協議の要請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５号「買入協議の要請について」ご説明します。 今回、幹旋の申出がありました、３件について、農業経営基盤強化促進法第２２条第１項に規定する所有権移転のため幹旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。要請地の位置図、土地の表示につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第５号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第５号は原案のとおり決定しました。
議長	日程第１２、議案第６号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。

事務局	事務局から説明をお願いします。 議案第 6 号「土地の現況証明願いについて」説明します。今回、願出がありましたのは、番号 1 番から 4 番の 4 件です。 番号 1 番から 4 番につきまして、3 名の委員と事務局で現地調査を行いました。土地の現況は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。 願出地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第 6 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第 6 号について、原案のとおり決定しました。
議長	日程第 13、議案第 7 号「農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査結果について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 7 号「農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査結果について」説明します。 9 月 3 日から 9 月 11 日に、5 班に分けて農地パトロールを実施しました。調査の結果、非農地と判定した中で、地域計画や農業振興上など問題が無い農地、18 筆を今回総会に提案しております。非農地と判定した残りにつきましても、調整が終わりましたら、随時総会にかけていきます。 説明は以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第 7 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第 7 号は、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第 29 回当別町農業委員会総会を閉会します。